

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年5月15日（令和2年（行個）諮問第80号）

答申日：令和3年7月19日（令和3年度（行個）答申第51号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が、令和元年特定日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。ただし、審査請求人が提出した資料を除く。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年11月14日付け東労発総個開第1-674号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

部分開示決定を取り消し、全部開示か、又は部分開示でも全て黒塗りではなく、事業場側から提供された部分の情報開示を求める。

- (1) 労働局の斡旋で、事業場側主張には事実と異なる内容が列挙されていたことを確認した。労働局の斡旋委員も事業場側の不誠実な行為を指摘した。
- (2) 特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の特定職員に確認したところ、労災調査において事業場関係者が伝えた内容は、私が実際に上司とやり取りしていた内容と事実関係が食い違っている点があると聞いた。
- (3) 事業場関係者が労災認定を阻止する目的で、労災調査において意図的に虚偽の内容を伝えた可能性が高い。また、社員就業規則及び雇用契約書からも明らかなおおむね、特定事業場が審査請求人の採用時に雇用契約書で取り交わしたみなし残業30時間の取扱いは、社員就業規則に取り

決めのない違法なものであり、審査請求人の上司がみなし残業30時間が違法と知り得た後も、審査請求人に残業を強要するなどの不誠実な対応をとるという法律違反行為も行っていった。そのような事業場側関係者の提出した資料や供述内容は信用性に欠ける。

- (4) 処分庁が行った労災不支給決定の理由（総合判断や発病前6か月間に起きた特定疾病の発病に関与したと考えられる業務による出来事及び出来事後の評価、労働時間を認定した根拠等）についても誤り、あるいは事実と異なる情報に基づき判断をしている箇所がある。また、事業場はみなし残業代が違法と知っていたので、労働審判において意図的に就業規則の該当部分を提出しないなど、継続的な違法行為があった。
- (5) 労災請求の不支給決定について異議があるため、現在審査請求を行っているが、事実に基づく審査を行っていただきたく、情報の全部開示を求める。
- (6) 本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」では、「開示請求者以外の特定個人（第三者）から聴取・確認した内容等に係る記述及び医師の意見の一部」は、「労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」であるとして、法14条7号柱書きに該当するとされているが、当該「おそれ」について具体的な説明を求める。医師の意見書等は労働審判において開示されており、事業場側が虚偽の申告をしている以外は開示し得る情報である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の趣旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年7月31日付け（同年9月19日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年1月20日付け（同年2月17日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分は妥当であるとする（補充理由説明書による修正は、文書8②及び9②についての不開示情報該当性の追加並びに文書19①及び②に係る別表の2欄「該当箇所」の記載の修正であり、下線部で示す。）。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報記録された文書は、具体的には、別表の1欄及び同表注1に掲げる文書1ないし文書20の各文書である。

(2) 不開示情報該当性について(別表の2欄に掲げる部分)

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書2①, 3①, 5②, 8①及び②, 9①及び②, 10①, 11①, 16, 17①並びに19①は、審査請求人以外の氏名, 自署, 印影, 役職, 住所等, 審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。このため、当該部分は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1①, 2②, 3②, 8②及び③, 9②及び③並びに10②は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が医師等から聴取した内容である。当該部分は、これが開示された場合、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号本文後段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書1②, 5①, 8②, 9②, 11②, 13, 17②, 19②及び20は、事業場の印影等, 法人から提出された情報であって、当該法人の組織又は営業上の秘密事項に係る情報である。当該部分は、これが開示された場合、当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書11, 13, 17, 19及び20は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

文書1, 2②, 3②, 8②及び③, 9②及び③, 10②, 11②, 13, 17②並びに20は、本件労災請求に係る処分を行うに当たり、特定監督署の調査官等が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である。当該部分は、これが開示された場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側, 事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、

公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難となり、監督署における労災認定等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年5月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月4日 審議
- ④ 令和3年3月18日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年5月17日 試問庁から補充理由説明書を収受
- ⑥ 同年7月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1、通番4及び通番6

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書（以下「調査復命書」という。）並びに当該監督署の求めに応じて提出された東京労働局労災医員及び審査請求人の主治医の意見書（以下、それぞれ「労災医員意見書」及び「主治医意見書」という。）の記載の一部である。

当該部分は、審査請求人自身の勤務歴等のほか、原処分において開示されている情報と同じ内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち個人の氏名は、法14条2号本文前段に定める開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別すること

ができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるとは認められず、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、同号に該当するとは認められない。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、調査復命書の記載の一部であり、特定事業場における審査請求人の日常の業務内容及び組織図の表題である特定事業場の名称等である。当該部分は、審査請求人が知り得る内容であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番11、通番14及び通番16

当該部分は、特定監督署担当官が作成した聴取書（以下「聴取書」という。）の記載の一部であり、特定事業場の名称（社名変更後の名称を含む。）、審査請求人の所属部署の担当業務、特定事業場における審査請求人の勤務歴等である。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、審査請求人自身の勤務歴等のほか、原処分において開示されている情報であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条7号柱書きにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番18、通番19、通番22及び通番25

（ア）当該部分は、特定事業場から提出された使用者報告書及びその関係資料の記載の一部である。

（イ）当該部分のうち、通番18（1）は、使用者報告書に記載された

審査請求人の業務内容、勤務歴、休暇等取得歴及び定期健康診断歴並びに特定事業場の作業環境である。通番22は、審査請求人の出勤状況（正文及び和訳）であり、該当期間の日ごとの出勤又は自宅勤務の別、有給休暇及び病気休暇の取得状況並びにこれらの日数が記載されている。

通番19は、特定事業場の組織図及び座席表、審査請求人の所属部署付近の職場の写真並びに所属部署の職務内容記述書（写真を除き、正文及び和訳）の記載の全部又は一部である。

通番25は、産業医による審査請求人の職場復帰に関する意見書の記載の一部であり、文書の標題、日時、事業者名、審査請求人の氏名、性別、年齢等のほか、意見欄の記載の一部である。

その余の部分は、使用者報告書の関係資料の資料リストとその概要の記載である。

- (ウ) 当該部分は、審査請求人自身の勤務歴等のほか、当該事業場の職員であった同人が知り得る情報であるか、又は原処分において開示されている情報と同じ内容若しくはそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、当該部分の情報の本人である審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

- (エ) したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番15及び通番20

- (ア) 通番15は、電話聴取書の被聴取者の職業欄に記載された特定事業場の名称であり、通番20は、特定事業場から提出された審査請求人と特定事業場との雇用契約書（正文及び和訳）に記載された特定事業場職員の署名及び氏名である。

- (イ) 通番15は、同じ頁に記載されている被聴取者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

- (ウ) 通番20は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、雇用契約書は、特定事業場と審査請求人が交わし、

互いに1通を保有することを約した書類であることから、審査請求人が知り得る内容であり、同号ただし書イに該当する。

(エ)したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番21及び通番23

当該部分は、特定事業場提出資料の一部であり、そのうち通番21は、審査請求人の試用期間を延長する旨の通知書(正文及び和訳)に記載された特定事業場職員の氏名及び署名であり、その余の部分は、審査請求人の主治医の診断書に押印された当該医師の印影である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、その署名及び印影まで開示する慣行はないとすることが通例であるが、当該通知書は審査請求人に対する通知であり、診断書は審査請求人が特定事業場に提出したものであると認められることから、当該部分は、いずれも同人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当すると認められる。

当該部分については、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番24

当該部分は、審査請求人の主治医の診断書に押印された医院及び当該医師の印影である。当該診断書は、審査請求人が特定事業場に提出したものと認められることから、当該部分についても、審査請求人が知り得るものと認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号該当性について

通番5、通番8、通番9、通番12及び通番15のうち、通番5及び通番8は、主治医意見書に押印された当該医師の印影及び特定団体の回答書に記載された担当者の氏名であり、その余の部分は、聴取書

に記載された被聴取者の住所，職業，氏名及び生年月日である。

当該部分は，いずれも法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち医師の印影については，審査請求人が当該医師の氏名を知り得る場合であっても，その印影まで開示する慣行があるとは認められない。その余の部分は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため，当該部分は，法 14 条 2 号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

当該部分は，いずれも個人識別部分であることから，法 15 条 2 項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法 14 条 2 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法 14 条 2 号並びに 3 号イ及びロ該当性について

通番 17 は，業として特定事業場を代理する弁護士複数人の印影である。

当該印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして，これにふさわしい形状のものであると認められることから，これを開示すると，当該弁護士の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法 14 条 3 号イに該当し，同条 2 号及び 3 号ロについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 2 号及び 7 号柱書き該当性について

(ア) 通番 1，通番 4，通番 6，通番 11，通番 14 及び通番 16

当該部分のうち通番 1 を除く部分は，労災医員意見書及び主治医意見書並びに聴取書の記載の一部であり，通番 1 はこれらの意見書及び聴取書から調査復命書に引用された部分である。当該部分は，審査請求人が知り得る内容であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，医師又は被聴取者が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となり，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法 14 条 7 号柱書きに該当し，同条 2 号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 3

当該部分は、労災医員意見書及び主治医意見書に記載又は押印された労災医員の署名及び印影並びに主治医の印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得る場合であっても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められない。このため、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番10及び通番13（下記（イ）を除く。）

当該部分は、聴取書のうち聴取場所の記載である。当該部分は、それぞれ通番9及び通番12と併せて見ると、審査請求人以外の被聴取者に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法14条2号本文前段に該当すると認められる。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

また、当該部分は、これを開示すると、関係者等一定範囲の者には当該個人を特定することができるおそれがあることから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番10②b及び通番13②b

当該部分は、聴取書に添付された特定事業場提出資料の一部である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2

号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ該当性について

通番7は、特定の健康保険団体の理事長の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

(ア) 通番18, 通番19及び通番25(下記(ウ)を除く。)

当該部分は、使用者報告書、組織図、産業医による審査請求人の職場復帰に関する意見書等の特定事業場が提出した資料の記載の一部である。当該部分は、使用者としての意見、産業医の判断の記載その他審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これらを開示すると、当該事業場を始めとする事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番22

当該部分は、特定事業場の社員名簿の記載の一部であり、特定事業場に属する審査請求人以外の職員の氏名、同振り仮名、生年月日、入社年月日、退職年月日、所属部門及び住所が記載されている。

当該部分は、行ごとにそれぞれ、法14条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、別個の個人情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

(ウ) 通番25②

当該部分は、特定事業場提出資料の一部であり、特定年度の当該事業場の労働保険料申告書の写しである。当該部分は、個人に関する情報であるとは認められず、また、審査請求人を識別することができる情報が含まれているとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報であるとは認められず、当該部分を不開示としたことは、結論にお

いて妥当である。

キ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番2は、審査請求人の特定事業場内における位置付けを示した図であり、審査請求人が知り得る情報を含むと認められるものの、同図には、被聴取者を示す記号が分かち難く記載されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法の一端が明らかとなって、労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の2欄に掲げる部分のうち通番22及び通番25②は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないことから、不開示としたことは結論において妥当であり、同欄に掲げる部分のその余の部分のうち3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書 番号及び 文書名		2 諮問庁が不開示を維持す るとしている部分		3 2 欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条 各号該当 性		
文書 1	特定 疾病 の業 務起 因性 判断 のため の調査 復命 書	① 不開示部分 (②を除く。)	2号, 7 号柱書き	1	3頁「具体的出来事」欄1枠目4行 目18文字目ないし23文字目, 5 頁「調査結果」欄36行目, 37行 目, 12頁「認定事実」欄2行目2 文字目ないし7文字目, 9行目, 1 0行目, 13行目, 13頁「調査結 果」欄1行目ないし4行目, 27行 目ないし31行目10文字目, 14 頁「調査結果」欄30行目ないし3 4行目, 47行目, 18頁中央欄1 4行目, 16行目, 17行目, 49 行目, 50行目, 19頁左欄2枠目 2行目, 中央欄1枠目4行目, 9行 目, 12行目, 2枠目1行目ないし 9行目, 12行目ないし14行目2 4文字目, 20頁右欄20行目, 2 1行目, 24行目, 27行目ないし 29行目
		② 22頁不開 示部分	3号イ, 7号柱書 き	2	右欄1枠目1行目ないし3行目, 2 枠目1行目
文書 2	意見 書等 ①	① 2頁氏名, 2頁ないし4頁 印影	2号, 7 号柱書き	3	—
		② 不開示部分 (①を除く。)	2号, 7 号柱書き	4	2頁及び3頁全て, 4頁項目5及び 6
文書 3	意見 書等 ②	① 1頁印影	2号	5	—
		② 不開示部分 (①を除く。)	2号, 7 号柱書き	6	1頁項目2, 4及び5
文書 5	関係 資料 ②	① 1頁印影	3号イ	7	—
		② 1頁氏名等	2号	8	—
文書 8	聴取 書②	① 1頁住所, 職業, 氏名及び 生年月日, 10 頁署名及び印影	2号	9	—
		② a 1頁7行 目不開示部分	2号, 3 号イ, 7	10	—

		② b 11頁	号柱書き		
		③ 1頁ないし10頁不開示部分(①及び②を除く。)	2号, 7号柱書き	11	1頁14行目30文字目ないし16行目18文字目, 18行目ないし19行目18文字目, 最終行3文字目ないし最終文字, 2頁1行目ないし3行目6文字目, 7頁8行目ないし9行目15文字目, 11行目ないし12行目21文字目
文書9	聴取書③	① 1頁住所, 職業, 氏名及び生年月日, 8頁署名及び印影	2号	12	—
		② a 1頁7行目 ② b 9頁ないし11頁	2号, 3号イ, 7号柱書き	13	—
		③ 1頁ないし8頁不開示部分(①及び②を除く。)	2号, 7号柱書き	14	1頁12行目7文字目ないし13行目32文字目, 15行目ないし17行目6文字目, 2頁4行目6文字目ないし24文字目, 33文字目ないし5行目, 20行目, 3頁5行目1文字目ないし32文字目
文書10	聴取書④	① 1頁氏名, 生年月日及び職業	2号	15	1頁6行目2文字目ないし20文字目
		② 不開示部分(①を除く。)	2号, 7号柱書き	16	1頁12行目6文字目ないし14行目, 19行目ないし20行目16文字目
文書11	使用者報告書	① 1頁及び13頁の印影	2号, 3号イ及び口	17	—
		② 不開示部分(①を除く。)	3号イ及び口, 7号柱書き	18	(1) 4頁不開示部分1行目ないし4行目, 8行目ないし12行目27文字目, 5頁4行目ないし7行目19文字目, 9行目ないし11行目30文字目, 16行目ないし19行目5文字目, 20行目9文字目ないし34文字目, 26行目ないし6頁4行目, 7行目, 8行目, 9行目10文字目ないし最終文字, 14行目ないし19行目30文字目, 8頁6行目13文字目ないし7行目1文字目, 23文字目ないし25文字目, 9頁19行目ないし20行目11文字目, 10頁「日付・期間」欄1枠

					目ないし3枠目, 5枠目ないし8枠目, 10枠目, 13枠目ないし15枠目, 「業務内容・行動記録」欄1枠目ないし3枠目, 5枠目, 7枠目ないし9枠目1行目, 11枠目(1行目を除く。), 14枠目ないし16枠目, 「業務以外の状況」欄全て, 11頁全て(表の下から3枠目記載部分を除く。) (2) 13頁全て(印影を除く。), 14頁全て(項番7の枠右3欄全て及び同11の枠内容等欄1行目10文字目以降を除く。), 15頁全て(項番18の枠右3欄を除く。)
文書 13	組織 図等	全て	3号イ及び 口, 7 号柱書き	19	1頁標題, 中央枠全て(5行目3文字目ないし6文字目を除く。), 注記, 2頁及び3頁全て(各頁2段目左の枠の職氏名を除く。), 4頁及び5頁の広告営業部部分, 6頁全て(人影があれば人影を除く。), 7頁全て
文書 16	雇用 契約 書	5頁署名及び氏 名, 10頁氏名	2号	20	全て
文書 17	事業 場提 出資 料そ の3	① 2頁及び3 頁の不開示部分	2号, 3 号口	21	全て
		② 1頁, 4頁 及び5頁の不 開示部分	3号イ及 び口, 7 号柱書き	22	4頁, 5頁
文書 19	診断 書	① 1頁医師印 影	2号, 3 号口	23	全て
		② 2頁医院及 び医師の印影	3号イ及 び口	24	全て
文書 20	事業 場提 出資 料そ の4	① 不開示部分 (②を除く。) ② 3頁, 4頁	3号イ及 び口, 7 号柱書き	25	1頁全て(「復職に関する意見」欄3行目24文字目ないし6行目及び10行目17文字目ないし11行目並びに「業務上の措置の内容」欄を除く。)

(注) 1 原処分における不開示部分を含まない以下の文書の記載を省略した。
 文書4 関係資料①
 文書6 関係資料③
 文書7 聴取書①

文書 1 2 事業場提出資料その 1

文書 1 4 就業規則等

文書 1 5 事業場提出資料その 2

文書 1 8 賃金台帳

2 当審査会事務局において、2 欄の該当箇所の記載方法を一部整理した。